

一般財団法人佐渡市スポーツ協会加盟団体規程

平成 27 年 5 月 30 日 規程第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第 10 条の規定に基づき、一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下「協会」という。）の加盟団体の加盟及び脱退並びに負担金の納入に関し必要な事項を定める。

(加盟団体)

第 2 条 定款第 6 条に定める加盟団体は、協会及び協会の加盟団体並びにその他関係団体との連携を図り、佐渡市のスポーツ振興に努めるものとする。

(加盟)

第 3 条 定款 7 条の規定により、協会に加盟しようとする団体は、別記様式 1 の加盟申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事務所所在地
- (2) 規約
- (3) 組織一覧表
- (4) 役員一覧表
- (5) 前年度事業概要及び決算書
- (6) 当該年度事業計画及び予算書

(理事候補の選出)

第 4 条 加盟団体は、評議員会に対し、各団体 1 名の理事候補者を推薦することができる。

(報告及び届出)

第 5 条 加盟団体は、事務所所在地、規約等を変更した場合は、速やかに文書で報告しなければならない。

2 加盟団体は、毎事業年度終了後会長が指定する日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画及び予算書並びに役員名簿
- (2) 前年度の事業報告書及び決算書

(負担金)

第 6 条 定款第 8 条に定める加盟団体の負担金は、次の各号に定める金額を会長が指定する日までに納入する。

- (1) 定款第 6 条第 1 号の団体 20,000 円（ただし学校体育団体は除く）
- (2) 定款第 6 条第 2 号の団体 20,000 円
- (3) 定款第 6 条第 3 号の団体 20,000 円

(脱退)

第7条 加盟団体は、脱退しようとするとき、別記様式2の脱退届を提出し、理事会の同意を得るものとする。

2 定款第9条の規定に基づき脱退した団体の既納の負担金は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

この規程は、平成27年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月28日から施行する。

(別紙様式1)

加盟申請書

年 月 日

一般財団法人佐渡市スポーツ協会
会長 様

住 所
名 称
代表者氏名 ⑩

一般財団法人佐渡市スポーツ協会に加盟したいので、一般財団法人佐渡市スポーツ協会定款第7条及び一般財団法人佐渡市スポーツ協会加盟団体規程第3条の規定に基づき申請します。

記

- 1 事務所所在地 佐渡市
- 2 添付書類
 - (1) 規約
 - (2) 組織一覧表
 - (3) 役員一覧表
 - (4) 前年度事業概要及び決算書
 - (5) 当該年度事業計画及び予算書
 - (6) その他参考となる資料

(別紙様式2)

脱退届

年 月 日

一般財団法人佐渡市スポーツ協会
会長 様

住 所
名 称
代表者氏名 ⑩

一般財団法人佐渡市スポーツ協会を脱退したいので、一般財団法人佐渡市スポーツ協会定款第9条及び一般財団法人佐渡市スポーツ協会加盟団体規程第7条の規定に基づき提出します。

記

- 1 事務所所在地 佐渡市
- 2 脱退の事由